

多摩地区保護司会連絡協議会運営基金取扱細則

制定 昭和55年5月27日

改正 平成11年3月12日

改正 平成24年5月29日

(設置の目的)

第1条 多摩地区保護司会連絡協議会（以下「多摩連」という）の財政の円滑な運営を行なうため、多摩地区保護司会連絡協議会運営基金（以下「基金」という）を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積立てる額は、多摩連予算に定める額とする。

(現金の管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益の処理)

第4条 基金の運用益から生ずる収益は、基金会計に編入する。

(取り崩し)

第5条 基金は次の各号に掲げる場合、その全部または一部を取り崩すことができる。

- (1) 経済事情等の変動により財源が不足する場合において当該不足額を補うための財源に充てるとき。
- (2) 特別な事業等必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。

(改正)

第6条 この細則は、多摩連理事会の過半数の同意を得て改正することができる。

附 則 この細則は、昭和55年5月27日から施行する。